

議員（中野 一郎）

お早うございます。

7番、中野一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します

まず1点目、令和6年度予算編成方針について、2点目、公園を核にしたまちづくりについて、3点目、ボランティア活動のリスクマネジメントについて、以上3点について質問申し上げます。

まず1番目、令和6年度予算編成方針についてです。

本町の財政は将来負担比率の改善など喫緊の課題があります。財政調整基金の増減もテーマとしてあります。そのような中、現在、令和6年度の予算編成方針を策定後、各課との折衝中のことと思います。

予算編成方針の職員の考え方は、大きく分けて2つあります。

1つ目は原則、予算は最低限抑える。これは削るということです。

2つ目は、予算配分は相対評価で決める。（例として、重点事業が2つあって、どちらかを実施するという考え方です。）本町の職員の考え方はどちらでしょうか。各部局からの予算編成要求を集めたのち、「財政部局による査定」があります。

財政部局の査定には、「一件査定方式」と「枠配分方式」があります。

「一件査定方式」とは各部局が予算を要求して、ヒアリング等を通じて財政部門が査定を行います。

統一した考え方に基づいた事業費の削減に有効な手段です。

「枠配分方式」は財政部門が適正規模の枠を示して、各部局がその枠の中で、予算積算を行います。

積算の過程において、各部局が事業内容や実施の有無まで総点検を行うため、事業の見直しに有効な手段となります。現在はこの方式が主流となりつつあります。

そこで、次の5点についてお伺いします。

まず1点目、本町の査定方式は何方式を採用していますか、また職員の予算編成方針の考え方についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の本町の査定方式及び予算編成方針の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の査定方式につきましては、これまでは「一件査定方式」を基本として、各課等に対し、ヒアリングなどにより査定を行ってまいりました。

しかしながら、近年、大型普通建設事業の実施が続いたことに加え、人件費や扶助費などの経常的な経費の増加などにより、多額の財源不足が生じ、その財源不足を財政調整基金で補填するという状況が続きました。

そのようなことから、令和5年度の当初予算編成時からは、一部「枠配分方式」の

考え方を採用し、予算編成方針の中で普通建設事業については各課等に予算の大枠を提示し、その枠組みを踏まえながら予算編成を進めているところでございます。次に、予算編成方針の考え方につきましては、予算は本来「入を量りて出ざるを制す」という言葉にもありますとおり、出来る限り歳入確保を図りながら、その限られた歳入に見合うよう、歳出の抑制に努める必要があるものと考えております。併せて、行政の簡素合理化の推進や事業の優先度の明確化を体现することなどを念頭におきながら、予算編成を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、本町を取り巻く状況と国の動向についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の本町を取り巻く状況と国の動向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国は日本経済の先行きについて、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。としております。

そのような中、本町におきましては、近年、東日本大震災を教訓とした様々な防災・安全対策事業等を集中的に実施してきたこともあり、令和4年度の将来負担比率が171.3%で、1,741団体中全国ワースト3位と非常に高い比率となりました。

財政健全化法におきましては、「財政健全化計画」を策定し、自主的に財政の健全化を図るよう求められる「早期健全化基準」は350%であることから、現時点で本町の財政状況は健全段階と言えます。

しかしながら、昨今の不透明な経済情勢や少子高齢化などの社会情勢の変化、さらには突発的な災害などの不測の事態に対して、本町が住民からの負託に的確に応え続けるためには、今後、財政調整基金残高の復元や地方債残高の縮減により一層努めることで、将来負担比率をはじめとした財政指標の改善はもちろんのこと、強固でより安定的な財政基盤の確立に取り組んでいく必要があるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に一般財源の歳入歳出の合計はどれ位になる見込みですか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の一般会計の歳入歳出の合計の見込みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度当初予算の予算規模につきましては、現在、各課等からの予算要求に対

しまして、財政部局において予算査定を行っているところであり、その総額については現時点では未定でございます。

近年は先ほども申し上げましたとおり、防災・安全対策として新庁舎建設をはじめとする大型普通建設事業を集中的に実施してきたことに加えまして、新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業を実施してきたことから、予算規模が大きく増加し、100億円を超過しております。

しかし、本町の防災・安全対策事業に一定の目途がつき、新型コロナウイルスも徐々に収束に向かいつつあり、令和5年度の当初予算が92億2,800万円で、今議会の12月補正にて97億450万円となっております。

そのようなことから、令和6年度当初予算の規模と致しましては、令和5年度と同様に90億円台となるものと見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に組織の大規模化により、農業の多面的機能支払交付金の範囲が拡大され、予算増加が見込まれますが、それを考慮して予算編成されているか産業課長にお伺いします。

産業課長（村井 崇一）

中野議員の多面的機能支払交付金の予算編成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために交付される交付金でございます。

令和5年度現在、町内には8つの活動組織が5年間を活動期間とする活動計画に基づいて活動しており、令和5年度末をもって現行の活動期間を終了致します。

そこで、令和6年度からの新しい計画を作成するに当たり、議員のご質問にありますとおり、現在、組織の大規模化を検討しているところでございます。

これは、現行の8つの組織を統合しながら、現在、活動組織が無い地域も対象地域に取り込み、本町全域を対象地域とした一つの大規模な組織を設立することで、組織毎に作成しなければならない活動計画や交付申請に係る多数の書類事務を一本化したり、地域の枠を超えた人員の融通をしやすいとするものでございます。

本事業の財源は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、地元負担金が生じないことなど、地域住民主導で行う農地維持にとって非常に有益なものであると認識しており、新年度予算につきましては、この大規模化を前提として要求しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問しますが、今の村井課長の話を受けて、財政部局総務課では予算実現に向けて、計画配慮して頂いているか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども産業課長が申しましたように、これは非常に有益な事業だと財政部局の方も認識しております。

また、負担金の方も町が4分の1ということで、積極的に活用していく必要があらうかと思っております。詳細については協議の中で決めていく予定ですが、財政部局としても前向きに導入が実践していこうと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、有難うございます。多面的機能支払いについては、この後、兼若議員も質問されているようなようなので、私の質問は多面的機能については支払いについては、これ位にしておきます。

この質問の最後なんですけども、令和6年度予算編成方針の大枠（概要）について、令和6年重点施策を含めて町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の予算編成方針の大枠と令和6年度の重点施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度の当初予算編成方針につきましては、先ほど総務課長が申しましたとおり、出来る限り歳入の確保を図りながら、その歳入に見合うような歳出の抑制に努めるとともに、行政改革大綱などを踏まえ行政の簡素合理化の推進に継続して取り組むこと、最小の費用で最大の効果を発揮出来るよう創意工夫を行うこと、長期的な視点に立って計画的に行政運営を進めることなどを念頭に予算編成を行うことを方針として改めて示しております。

次に、令和6年度の重点施策ですが、いつ来るか分からない大地震に備えるための公共施設の建て替えは、一応の目途がつかいましたが、老朽施設の改修工事等が必要だと考えております。

財政状況を考慮しながら計画的に進めてまいります。現在のところ大きな財政支出は無いと考えています。

令和6年度の重要施策の内容につきましては、まだはっきりと申し上げられませんが、令和5年度施政方針の重点施策が人口減少対策としての地方創生事業、少子高齢化対策、財政の健全化の3本柱でありました。

この中で、特に地方創生事業につきまして、多度津の歴史、伝統文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行うことにより、本町の持続的な発展に寄与出来るような事業に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今、町長から魅力的なまちづくり人づくりを行っていききたい

という話がございました。

私は自分で調べて分からないことがあるとよく職員の方々に教えてもらいに行きます。皆さん丁寧に調べて教えて頂きます。皆さん、よく勉強されていてユニークな発想や建設的な意見を持っている人がたくさんいらっしゃいます。そういう職員の方々のご意見とか提案なども考慮に入れて頂いて、予算編成して頂きますようによろしくお願い致します。

次に、2つ目の公園を核にしたまちづくりについてお伺いします。

多度津町は他の市町に比べて、面積が小さいということもありますが、公園が少なく、癒される場所があまり少ないと思います。公園は子どもだけでなく、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方が癒されるところでもあると思います。

国土技術政策総合研究所の「防災公園の整備・活用に関する事例集」には公園に防災機能を持たせた事例が紹介されています。

その中には、公園を核にした市町がたくさん紹介されています。

令和5年施政方針の中の「自然と調和した生活環境づくり」の中で、町長は「道福寺公園につきましては、昨年9月に都市公園として開園いたしました。

今年度はさらに、防災遊具や非常電源付ソーラー照明を整備しているところですが、今後は災害時の緊急避難場所としての活用も含め、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流出来る公園を目指してまいります。

また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。と述べられています。

8月24日に開催された「こども議会」でも「桃陵公園を防災公園に」というのと「どのような天気でも快適に過ごせる公園」という2つの公園に関する質問が提出されました。

提出原案では、その内容を書いていますけども時間の都合で、その内容、町長の答弁は、ここではちょっと割愛させていただきます。そのあとから続きます。

道福寺公園は、土・日ともなると家族連れ、駐車場が足りないくらい大勢の家族連れで賑わっています。私たちの子どもの頃は神社や学校の運動場が遊び場で、良くピーター（三角ベースの野球のこと）をやっていました。今は、神社で遊ぶ子どもはあまりいません。

公園は、そのままでも最初の避難場所となりますが、広場の状態のままでは不十分ではないでしょうか。国土技術政策総合研究所の事例集では、食料や非常用の水やトイレなどを備え、海が近いところは津波避難のための人工丘陵を備えた例もあります。

このような備えは公民館や体育館でも出来ませんが、どのような災害が起きるか分からないので分散しておくことも重要です。

冬期間は屋外である公園は避難所となりませんが、各種非常用品が近くにあるならば、近所の住民の方には安心出来るものとなります。

また、公園を整備することで、町民の活性化に繋げる方法もあります。

民間企業等との協力で公園を中心にまちづくりを進めている自治体もあります。

さらに、住民も公園を中心とするまちづくりに関わることが出来れば、地域の特色を反映することも出来ます。

公園は今や遊ぶ場所、憩いの場所だけではなく、生命を守る場所などの様々な側面を持つ場所にもなり得ます。

そこで、今後の公園の整備にあたり、防災や町の活性化に利用することも含めて町の考えを次の3点についてお伺いします。

まず1点目ですが、多度津町都市公園条例では、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項が定められています。

第1条の3において「都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の町民1人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上とする。」と定められていますが、多度津町は現状、この基準をクリアしているでしょうか、お伺いします。

クリアしていないのであれば、今後どういうプラン・拡大計画があるのかお伺いします。

耕作放棄地の活用なども視野に入れた高齢者の身近な憩いの場、子どもの居場所、異世代・異年齢交流の場として公園を核としたまちづくり（道福寺公園のような公園を何箇所か造る等）が出来ないか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の都市公園の町民1人当たりの必要面積の多度津町での現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には、都市計画法に基づき地方公共団体や国により設置された都市公園としまして、桃陵公園・堀江公園・桜川河川公園・道福寺公園があり、その合計面積は11.72haです。

町民1人当たりの面積にしますと、条例に定める都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡であるのに対して5.3㎡、市街地に設置する都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡であるのに対して1.06㎡と標準を下回っていますが、都市公園以外の本町が設置管理している公園の敷地面積は、「桜の森高原」が1.86ha、その他の公園・緑地が2.55ha、記念公園、交通公園・緑地等が2.37haであり、これらを含めた町内の公園の合計敷地面積は18.5haとなります。

この場合においては、町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡に対して8.4㎡、市街地に設置する町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡に対して4.68㎡と標準を若

干下回っているのが現状です。

町が整備した公園以外においては、民間事業者により一定の規模以上の開発行為の際に設置する公園の設置基準を設けており、公園1区画の最低面積を開発区域面積の3%以上として設定し、不足が生じないようにしております。

それら開発行為で整備した公園が3.26haあり、町民1人当たりの面積は、条例に定める町民1人当たりの敷地面積の標準が10㎡に対して9.9㎡、市街地に設置する町民1人当たりの敷地面積の標準が5㎡に対して6.36㎡となり、標準を満たしております。

議員ご指摘のとおり公園は、遊ぶ場、憩いの場としての機能以外にも防災機能の観点から災害時の一時避難場所としても有効であり、適所にバランスよく配置することが望ましいと考えます。

しかしながら、新たに公園を整備しようとした場合には、用地の確保と整備に当たり多額の事業費が想定されますことから、早急な整備は困難であると考えています。

今後、国の補助金制度をはじめ、公園整備事業に有利な制度が創設された際にはその活用を検討し、時機を逸することのないよう、迅速に対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問ですけど「桜の森高原」は都市公園ではありません。

駐車場らしきものはありますが、どこに車を止めればいいのでしょうか。もっと憩える場に整備して欲しいと思いますが、今後の桜の森高原の整備方針についてお伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の今後の桜の森高原の整備方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

桜の森高原の駐車スペースは、リサイクルプラザ側より進入する町道沿いに駐車空間を確保しており、利用者はそちらに駐車し利用して頂いております。

桜の森高原は、平成17年から3年間をかけて整備を行った森林公園です。

桜の森高原に隣接する県立桃陵公園には約1,500本のソメイヨシノが植えられており、桜は町花・町木でありますことから、多度津山といえば桜というイメージが定着しております。

また、桜の森高原には、ソメイヨシノとは開花時期の違う「サトザクラ」「ボタン桜」など31種類、合計400本の桜を配置し、多度津山の桜の山としてのイメージの向上を図るとともに、四季を通じて散策出来る公園とするため、敷地内を巡る遊歩道、公園内の水辺施設としての鑑賞池、自然石を使用したモニュメントを配した展望広場、休憩施設の東屋などの整備を行っており、整備した森を地域の方と共に維

持することが大切であるという観点からは、記念植樹を行うことにより、桜の森高原の維持管理への協働の精神や緑化意識の向上を図っております。

また、桜の森高原の利用者においては、今後更なる利便性の向上が求められるものと認識しており、具体的には駐車場やトイレの整備などが考えられますが、その整備にあたっては多額の事業費が想定されますことから、早急な整備は困難であると考えております。

先ほど、町長の答弁にもありましたが、今後、国の有利な補助金等が創設された際には活用を検討し、全ての方が利用しやすく憩いの場となるような公園整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の答弁の中で、駐車空間を確保しているっていうお話がございました。

駐車空間なんで、駐車場としての整備ではないんで、今後の整備計画について、もし答えられるのであれば、答えられる範囲で答弁お願いしたらと思います。再質問です。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

桜の森高原の駐車場空間につきましては、公園整備の際、山間部を切り開き山肌を削って整備した土地となっております、その面積は約1,500㎡程度ございます。駐車場整備に当たっては、その立地条件から現状地盤はかなり固く、掘削等も相当困難な場な状況であると考えられます。

また、整備面積も広大であり、整備費用は他の公園の駐車場と比較しても大きく膨らむものと考えられ、このような理由から整備は現実的に困難な状況と考えておりました、桜の森高原の駐車場整備についての具体的な計画は、現在のところございません。

しかしながら、利用される方々にとっての利便性の向上を図ることは公園管理者としての責務でありますので、まずは住民ニーズを把握した上で整備方法や時期などについて研究し、駐車整備の可能性について検討すると同時に公園の利便性の向上に向け最善の方策について研究の上、財源確保に有利な制度の活用について検討し、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に公園使用マナーが悪い（公園での食事の片付け等）ということを住民から聞くことがあります。

公園使用マナーについてどう考え、どう指導するのかお伺いします。

例えば、マナー遵守の看板、ゴミを持ち帰りましょうとかいう看板とか、そういうことです。についてお伺いします。



建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の公園利用者のマナーについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園利用者や近隣住民に安全・安心で快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠であると認識しています。

そのためには、モラルやマナーに対する意識向上のため、口頭での指導や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促すなど、基本的な啓発活動が利用者の意識向上に向けた重要な取組であると考えております。

一方、これとは別に公園自体を常に清潔で美しい状態に保つことにより、利用者等が自らの手で公園を汚したり荒らしたりしてはいけないという意識を醸成することも有効な手段であると考えており、公園利用者のマナー向上が図れるよう、引き続き公園・緑地の景観・美観の維持に努めるとともに、併せて様々な不法行為・迷惑行為への対策を行ってまいります。

また、公園利用者とのコミュニケーションや地域コミュニティとの連携に努め、公園への愛着心を高め、町民の皆様の憩いの場となるよう維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問で公園のトイレのことなんですけれども、大きな公園の公衆トイレの整備についてなんですけれども、その整備状況と未設置の公園の今後の対策とか、対応とか答えられる範囲内でお願いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

本町のトイレを設置しております公園につきましては県立桃陵公園や堀江公園、道福寺公園において、利用者の利便性のために公衆トイレを設置しておりますが、それ以外の桜の森高原等の公園をはじめ、他の公園についてはトイレはない状況でございます。

トイレの設置となりますと、公共下水道エリアにつきましては下水道に接続し、下水道区域外においては、浄化槽の設置が必要となるものと想定されます。

浄化槽の設置につきましては、公園の場合、不特定多数の人が利用される公園の公衆トイレでありますことから、浄化槽の処理槽も普通の一般家庭等に比べれば、相当規模の大きなものの設置が必要と思われまますので、費用の方も多額な設置費用になろうかと想定されます。

しかし、今後の公園の整備の計画において公衆トイレの設置の可能性について検討するとともに、まずは住民ニーズを把握し、より少ない財政、整備方針で進める方策について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この後、藪内議員、兼若議員も公園に関係した質問をされるようです。それだけ住民からの公園の要望があるということなので、町長、今後の政策においても公園の整備や新規公園の検討等を行って頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

続いてボランティア活動のリスクマネジメントについて質問致します。

8月24日の「こども議会」の「ポイ捨て防止 ふるさと多度津を美しく」の質問に対して、町長は「本町では平成13年4月から多度津町環境美化条例に基づき、毎月第3日曜日を「環境美化の日」と定めており、自治会を中心とした町民の皆様や町内の事業所にお勤めの方々に、早朝1時間程度のボランティア清掃を実施して頂いております。また、4月から5月にかけては「道路側溝など清掃」、いわゆる水路の清掃や川掃除として、多数の住民の皆様にも水路等の清掃を行って頂いており、毎年大量のゴミが回収されております。本町ではこうした環境美化活動に対し、ゴミ袋や清掃用品の提供や集められたゴミの回収・処分を行っています。（あとは略します。）」と述べられています。

もし、ボランティア活動中に事故が起こってしまった時、その責任は有償・無償に関わらず、法的責任が生じます。

ボランティアだからということで、その責任が免除されることはありません。

ボランティアについてのリスクマネジメントについて、適切に考えられている組織は少ないんですけれども子どもや高齢者に対するボランティアは、清掃活動などのボランティアに比べてリスクが高いのは間違いありません。「気軽さ」を打ち出している組織もありますが、ボランティアの内容によっては、決して気軽では済まない場合もあります。

ボランティアにはどのような責任があるのでしょうか。ボランティアが負う法的な責任として、主に民事・刑事上で次のような責任が生じる可能性があります。

まず民事上の責任では不法行為責任（民法709条）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

もう一つは、刑事上での責任で過失傷害（刑法209条）、過失致死（刑法210条）、業務上過失致死傷（刑法211条）、重過失致死傷（刑法211条）です。

ボランティアにおいて、意図的な不法行為が行われる可能性は低いのですが、専門的な訓練を受けずに携わってしまうことが多く、現実的には意図せず誤って起こしてしまう事故の可能性は少なくありません。

そういった状況から、特に理解をしておかなければならないのは「注意義務」（安全配慮義務）です。

注意義務とは、ある行為をするにあたって要求される一定の注意を払うべき法的義務で、他人のための善良な管理者としての注意と自己のためにする注意とに分かれ

ます。

違反すると民法上、損害賠償の責任などを生じることもあり、刑法上は過失犯の成立要件となります。

子どもに関わる活動では有償・無償に関わらず、「注意すべき立場であったにも関わらず、適切な対応を取らずに事故（結果）に至った」ということになれば、その責任が問われることとなります。

法的な責任の有無の判断には、主に「予見可能性」・「回避可能性」の2つの基準があります。

「予見可能性」とは事故が起きることは事前に予測出来なかったのか、相当の注意力と判断力をもってすれば、事故が起きることを予測し、その対策を講じることが出来たはずなのにこれをせず、事故が発生してしまった。

「回避可能性」とは相当の注意力と技術力をもってすれば、事故は回避出来たはずなのに何らかの過失（ミス）によって回避出来なかった。

一方、ボランティア活動として車の運転中に不注意な運転で事故を起こし、同乗者に怪我を負わせた場合は、通常、不法行為に基づく損害賠償責任（民事責任）を負う可能性、業務上過失傷害罪（刑事上）の責任を負う可能性があります。

問題は、純然たる行為によるボランティア行為であっても通常の場合と同じく責任を負うのかということです。

この点、民事責任についての裁判所の立場は、ボランティア活動のような無償の社会的有益な活動であっても不注意で損害を与えてしまった場合には、責任を負うべきとするものです。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目、毎月第3日曜日のボランティア清掃活動にボランティア保険の加入があるのかお伺いします。

また、第3日曜以外の日に清掃活動を行っている自治会もありますが、対応についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の毎月第3日曜日のボランティア清掃活動のボランティア保険の加入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町環境美化条例第9条の規定に基づき、毎月第3日曜日を環境美化の日と定め、町内各地で自治会の方々や町内事業所にお勤めの方々等によるボランティア清掃を実施して頂いております。

そのため、第3日曜日につきましては、町で清掃活動への参加者を対象とした傷害保険に加入しておりますが、全てのリスクに対応するものではありません。

また、第3日曜日以外につきましては、自治会等の都合によりばらつきがあり、全てのボランティア清掃活動団体を対象とすると保険料があまりにも高額となるため

保険には加入しておりません。

そのため、積極的に自治会活動を行っている団体では、自治会が行う活動におけるリスクを包括的に保証する「自治会活動保険」に加入している自治会があると聞いておりますので、自治会から清掃活動等におけるリスクについてのご相談があったときには、こちらをご紹介させて頂いております。

本町と致しましては、ボランティア清掃活動を行う全ての団体の方々には、まず安全面を考慮頂き、無理のない範囲での清掃活動にご協力頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、ボランティア活動のリスクの対処法として、子どもに関するボランティア活動においてどのようなリスクマネジメントが行われているかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の子どもに関するボランティアにおいてのリスクマネジメントについてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校の児童・生徒が参加するボランティア活動のうち、学校長が認めた活動等につきましては、学校管理下における活動の扱いになりますので、負傷、疾病及び障害等が発生した場合には、加入している日本スポーツ振興センターの保険が適用されることとなります。

その他の学校を介さない活動での負傷等につきましては、行事を主催する団体が加入する保険で対応されることとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、高齢者ボランティアサービスのリスクの対処法として、送迎サービスの「移動サービス・チョイ来た」は、どのようなリスクマネジメントが行われているかお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の「移動サービス・チョイ来た」のリスクの対処法として、どういうことが行われているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ある地域では、近隣の方が車で買物に行くとき、好意により一緒に乗せていく方法で買物支援をしていた状況であったことから、リスクマネジメントが整った環境で高齢者の移動支援が出来るよう「移動サービス・チョイ来た」が創設されました。

住民ボランティアによる「移動サービス・チョイ来た」は、多度津町社会福祉協議会におきまして、専用の軽自動車を確認し、ボランティア保険と無制限の自動車総合保険に加入しています。

現在、受付ボランティアは42歳から80歳の36名、運転ボランティアは33歳から74歳の19名の方が協力し、支援しています。運転ボランティアは年齢を75歳までとし、多度津町社会福祉協議会が実施しています運転ボランティア養成講座において、接

遇や運転技術の再確認をしています。

また、運転免許証の有効期限の確認や運転者健康自己申告シートによる健康確認をしており、運転前には、毎回、チェックシートにより体調や車両の安全確認をしています。

運転ボランティア中に事故が発生した時を想定し、緊急時の対応体制を構築しており、事故発生時は車両管理責任者である多度津町社会福祉協議会に連絡が入り、即座に対応出来るようになっていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後に、住民ボランティアとして行っている送迎サービスの「移動サービス・チョイ来た」は町の社会福祉協議会や生活支援コーディネーター等で構成される協議体「たどつ支え合い笑顔の会」が立ち上げており、利用者から喜ばれています。

しかし、死亡事故等が起こった場合、運転者や代表者の責任は非常に重いです。

「移動サービス・チョイ来た」の発展的課題として、多度津町高齢者福祉タクシー事業のさらなる充実や町が行うデマンド型交通・乗合タクシー等サービスの提供を行って頂けないか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の交通サービスの拡充・提供についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「移動サービス・チョイ来た」につきましては、住民の方々をはじめとした関係者の方々のご尽力により、地域の支え合いによる運行が実現しており、住民同士の共助の取組を推進頂いておりますことに大変感謝をしております。

本町と致しましても高齢者を対象に福祉タクシー事業に取り組んでいるところではございますが、再度、公共交通の在り方について検討する必要があると考えております。

一方で、公共交通の担い手となる公共事業者を取り巻く環境は、人口減少による利用者の落ち込みや運転手不足等、非常に厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえ、国におきましては、地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進めるための共創モデル実証プロジェクトなどの支援策等を創設しております。

本町と致しましては、今年度末に策定を予定されている「香川県地域公共交通計画（仮称）」の内容を精査し、更なる先進事例の収集・研究や国の支援策等を活用し、今後の公共交通の在り方について、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。

この後、渡邊議員、藪議員も交通移動サービスの質問をされるようです。

私の質問はボランティア活動のリスクマネジメントがテーマだったんですけども、それだけ移動交通サービスの住民需要というか、地域交通ネットワーク構築を住民が求めているということなんで、より良い交通サービスの提供を今後検討頂きますようによろしくお願い致します。

以上で、私の質問を終わります。有難うございました。